

速度感応型信号機について

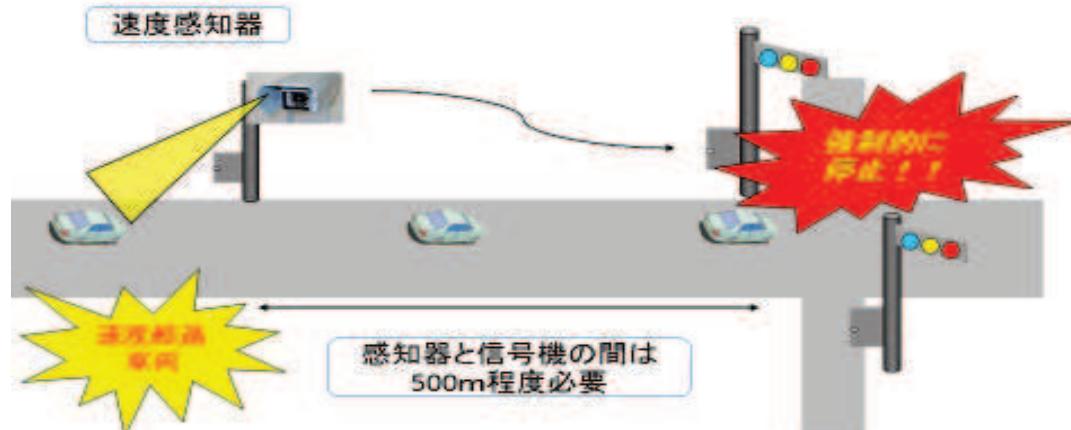
- 速度超過による交通事故を減らすため、速度が超過しやすい路線において、「速度感応型信号機」を設置しています。
- 運転者の方は、速度を控えめに、常に前をよく見て安全運転に努めましょう!!

【速度感応型信号機とは】

主要幹線道路において、速度超過しやすい路線の交差点付近に速度感知器を設置し、速度超過の車両を感知すれば、その先の信号機の青色時間を短縮あるいは、赤色時間を延長することにより、速度超過車両を強制的に停止させる信号機を「速度感応型信号機」といいます。

この信号機設置の目的は、速度超過を抑制することにより、交通事故の抑止を図るものです。

速度感応型信号機



【設置箇所】

- 国道11号 坂出市西庄町 別宮交差点（上り・下り）
- さぬき浜街道 高松市生島町 生島町交差点（下り）
高松市中山町 中山町交差点（上り）
- 国道32号 綾歌郡綾川町 共栄交差点（上り・下り）
丸亀市綾歌町 平塚北交差点（上り・下り）
- 県道10号線 高松市成合町 田中東交差点（上り）
さぬき市大川町 豊田交差点（上り・下り）
さぬき市大川町 さぬき南小学校入り口交差点（上り）